

高齢者の補聴器購入費等を助成します

山口県柳井市

柳井市では、加齢による聴力の低下により、コミュニケーションがとりづらい65歳以上の人の社会参加を促し、日常生活の質の向上を図ることを目的に、補聴器の購入費等を助成します。

●対象者（すべてを満たす人）

- ・申請時に柳井市内に住所がある65歳以上の人
 - ・柳井市の市税の滞納がない人
 - ・両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満であり、補聴器相談医から補聴器が必要と判断された人（70デシベル以上（身体障害者手帳を所持（聴覚障がい））の人は、障害者総合支援法の補装具給付の対象）
 - ・過去5年間にこの事業の助成を受けていない人
 - ・認定補聴器専門店又は認定補聴器技能員が調整を行う補聴器販売店で購入・修理をする人
- ※修理助成の対象は、この事業で購入した補聴器の初めての修理に限ります。

●助成内容

（補聴器の購入）

助成額…補聴器本体1台の購入費の2分の1（上限額3万円）

※管理医療器として認証を受けた新品の補聴器が対象（集音機などは対象外）

（補聴器の修理）

助成額…補聴器本体の修理費の2分の1（上限額1万円）

※この事業で購入した補聴器の本体の修理費用に限ります。（メーカーや販売店の保証金額は含まない）

※電池交換や付属品のための修理は対象外

ご注意ください

・購入後の申請は助成対象外です。

- ・医療機関を受診した結果、助成対象とならない場合があります。
- ・助成対象は、補聴器本体の購入・修理費用です。付属品のための購入や修理費用、医療費等は、助成対象外です。

【お問い合わせ】

柳井市役所 高齢者支援課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話 0820-22-2111（内線186）

平日 8時30分～17時15分

（裏面へ続く）

●購入手続きの流れ

1 承認申請書・医師の意見書を取得

- ・市役所（高齢者支援課）、各出張所、連絡所で書類を受け取る。
- ・市ホームページから印刷する。
- ・市高齢者支援課へ相談する。

2 意見書を持参し補聴器相談医を受診

- ・市内の補聴器相談医は2医療機関に在籍しています。

医療機関名	所在地	電話番号
吉浦耳鼻咽喉科医院	柳井市中央1丁目9番15号	22-2269
松田医院	柳井市柳井3715番地1	24-3387

「日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 補聴器相談医名簿」より

※市外の医療機関を受診する場合は、インターネットで補聴器相談医を確認していただくか、高齢者支援課へ相談してください。

※診察料、検査料、証明書料、その他購入のために要した費用は助成対象外です。

3 意見書を持参し、認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が調整を行う補聴器販売店へ行き、見積書を作成

- ・認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が調整を行う補聴器販売店は、市ホームページから公益社団法人テクノエイド協会のホームページで確認していただくか、高齢者支援課へお問い合わせください。

※認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が調整を行う補聴器販売店以外の見積書の申請は助成対象外です。

4 高齢者支援課へ購入承認申請（郵送可）

- 必要書類
- 承認申請書（様式第1号）
 - 医師の意見書（様式第2号）
 - 見積書
 - 認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者を確認できる書類の写し
 - 補聴器のカタログの写し
 - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

5 市から購入承認通知書を受取後、見積書を作成した補聴器販売店で購入

※市の購入承認以前に購入した補聴器は、助成対象外です。

※領収書・内訳明細書には、補聴器を使用する方の氏名、購入日、金額、購入した補聴器の品番などが必要となります。

※購入承認の通知日から6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに購入し、支給申請（請求）してください。

6 高齢者支援課へ助成金の支給申請（請求）（郵送可）

- 必要書類
- 支給申請書兼請求書（様式第5号）
 - 領収書・内訳明細書の写し